

《1. 研究報告》

助成年度 Grant Year	2023 年度
研究テーマ Research Title	少年院・少年刑務所における障害当事者の発達特性に応じた合理的配慮と出院・出所後の継続的発達支援の研究
研究代表者 Representative	内藤 千尋
代表者所属機関 Organization	山梨大学大学院総合研究部教育学域
職名・課程名 Position/Program	准教授

①研究概要

研究の背景、目的・リサーチクエスション、学術的重要性、対象について記述してください。

【研究の背景】

少年院や刑務所では「在院者・受刑者の人権の尊重」「その特性に応じた適切な矯正教育」に向けて、知的障害・発達障害等を含む全ての入所者のニーズに応じた対応が求められている。

刑務所においては、刑法等の一部改正により懲役刑・禁固刑が廃止され「拘禁刑」として単一化される（2025年施行）。少年法改正による「特定少年」への処遇や刑務所での若年受刑者処遇・拘禁刑による受刑者それぞれの特性に合わせた処遇が検討されているが、知的障害・発達障害等の障害当事者に対する理解・合理的配慮に係る発達支援、地域移行支援等は課題とされながらも、その実態はほとんど明らかにされていない。

申請者らがこれまでに取り組んできた少年院に在院する知的障害・発達障害等の発達困難を有する少年調査等からは「子どもの権利条約」「障害者権利条約」および「発達障害者支援法」「障害者差別解消法」等の人権や教育・発達の権利保障の観点から、現代社会の水準に適合する少年院の基礎的環境整備、合理的配慮に基づく発達支援の提供や少年院独特のルール・処遇改善、学校教育の導入等の少年の支援ニーズを軸にした具体的対応を検討することが課題であるといえる。

特に障害者権利条約については、日本は2014年に批准し、2022年9月に国連障害者権利委員会による障害者権利条約対日審査の総括所見・改善勧告が公表された。今後、日本においても少年院や少年刑務所等の矯正施設においても障害者権利条約の視点から障害当事者の障害・発達特性に応じた合理的配慮のあり方を検討することが不可欠である。

また、少年院・少年刑務所に入院・入所している者もいずれは仮退院・出所により地域社会に戻る。特に知的障害・発達障害等の発達困難を有する者の場合には段階的な移行支援や福祉的支援の充実が求められている。少年院でも「出院後の支援」が行われ、刑務所等でも「特別調整」による支援が行われているが、保護観察のみならず少年院・少年刑務所等の矯正施設に入所経験のある障害当事者が求める具体的な地域発達支援ニーズを把握する必要がある。

【本研究の目的、対象】

本研究では、①国内外における青少年の非行・逸脱・社会不適応等と発達困難に関する議論、少年院・刑務所等の矯正施設における知的障害・発達障害等の障害当事者の「発達特性に応じた合理的配慮と地域移行支援」の動向を概観し、逸脱・不適応・非行等とそれに伴う発達困難を有する青少年、刑務所等における知的障害・発達障害等の障害当事者への教育・支援に先進的に取り組んでいる北欧諸国（アイスランド）への訪問調査、②少年院・刑務所等の矯正施設に入所経験のある知的障害・発達障害等の障害当事者への調査を通して、少年院・刑務所等の矯正施設における知的障害・発達障害等の障害当事者の障害・発達特性に応じた支援の実施に関する実態を明らかにし、矯正施設における支援のあり方や出院・出所後の地域での継続的発達支援の課題を検討することを目的とした。

日本の少年院や刑務所においては「在院者・受刑者の人権の尊重」「その特性に応じた適切な矯正教育」に向けて、知的障害・発達障害等の障害当事者に限らず全ての入所者・受刑者のニーズに応じた対応が求められており、再犯防止推進計画や「罪に問われた障害者・高齢者」に対する支援のあり方が検討されているが、本人・当事者のニーズを丁寧に聴きとり、調査研究している

ものは他になく、本研究の顕著な特徴といえる。

倫理的配慮として、本研究遂行の際には法務省矯正局少年矯正課および調査対象少年院と調査・研究統括責任者（高橋智日本大学文理学部教授・東京学芸大学名誉教授）との間で協定書・研究ガイドラインを締結している。面接法調査の協力は少年本人・保護者の自由意思とし、協力の際には承諾書に署名いただいた後、面接法調査を実施した。なお、本研究にあたり開示すべき利益相反事項はない。

【結果】

本研究では、障害者権利条約・障害者差別解消法等が求める基礎的環境整備・合理的配慮および発達支援の視点から、発達上の課題・困難を有する少年院在院者の処遇の現状と課題を検討した。少年院に在院する発達上の課題・困難を有する少年に対する面接法調査結果について、食事・睡眠・排泄・施設設備・衛生面・入浴・保健医療・学習環境・合理的配慮の観点で整理した。

親・家族からの激しい虐待・養育放棄・ネグレクト等の「小児期逆境体験」による深刻な大人不信・愛着障害等を有する少年、学校における教育放置等に伴う学習空白がある少年も、少年院における衣食住と医療・保健等の安心・安全な環境整備と丁寧な生活・教育・社会復帰支援により、自尊心や生きる希望の回復、大人不信の解消等によってはじめて発達の端緒が拓かれる。

「安心・安全」に生きることができない環境要因や「育ち・発達」の機会が保障されない等の負の要因が絡み合った結果の一つとして虞犯・非行等の「不適応状態」になるとも言える。それゆえに少年院において自己理解、犯した行為への認識と反省、他者や社会との関係、将来の希望などについて本人の考えを丁寧に聴きながら、現実的な更生プロセスを経ることで彼らの「育ち直し」をしており、そこに少年院固有の矯正教育の意義がある。

しかし、現在の少年院の処遇においては、発達上の課題・困難を有する少年に対する基礎的環境整備・合理的配慮の水準に大きな課題があるとともに、全ての少年院在院少年の成長・発達を保障していくための基礎的生活・学習環境を改善することが求められている。

逸脱・不適応・非行等とそれに伴う発達困難を有する青少年、刑務所等における知的障害・発達障害等の障害当事者への教育・支援に先進的に取り組んでいる北欧諸国においても、近年の子どもの非行等問題行動が増加しており、非行少年のなかには発達困難を有する子どもや、移民・難民の割合も高いことが報告された。非行の背景には、学校での居場所がないことや、友人関係でのトラブル等、様々な支援ニーズが挙げられ、非行等の不適応を示す子どもの支援として学校内での支援が重要であり、早期に具体的な困難の把握と支援体制の構築が求められていた。

日本国内においては、法務省矯正局は2016年に「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、少年院の処遇を少年の発達課題や支援ニーズをふまえた発達支援の方向に大きく刷新してきた。法務省ではこの「ガイドライン」の改訂に取り組み、2025年3月には少年院全庁に配布されるが、今後は障害者権利条約・障害者差別解消法等が求める基礎的環境整備・合理的配慮に関わる内容を十分にふまえつつ、全ての少年の成長・発達を保障していくためのインクルーシブでユニバーサルなガイドラインにしていくことが求められている。

②研究の経過（研究課題Ⅰ）

研究課題Ⅰについて、課題名と実際におこなった内容を具体的に記述してください。

研究課題Ⅰ：研究動向の把握及び北欧諸国における先進的実践に関する調査

実施内容：

①先行研究のレビューを通して、国内外における青少年の非行・逸脱・社会不適應等と発達困難に関する議論、少年院・刑務所等の矯正施設における知的障害・発達障害等の障害当事者の「発達特性に応じた合理的配慮と地域移行支援」に関する議論の動向を検討した。

非行や犯罪に至った少年に対して「少年法」に基づき成人とは異なる対応をとるのは、少年の成長・発達の可塑性・可能性のみならず、「要保護性」とされる少年の成長発達を保障し、本人の健全育成を支援する責務を社会が担っている（中島：2023）。このような理念は「子どもの権利条約」では「最善の利益」とされ、これを受けて少年院法第15条第2項においても処遇の原則として規定されている。その具体化を図るために同条においては「その者に対する処遇がその特性に応じたものになるようにしなければならない」と規定されているとおり、個々の特性を把握・理解したうえで、本人の意思を尊重した処遇・支援が実施されることが求められる。それは「成長発達権」「意見表明権」として尊重・保障されなければならない（中島：2023）。それらの権利が保障され、元来、成長発達する力を有する少年が主体的に少年院での処遇（教育支援）を受けられる環境設定と「発達支援」の視点をもとに教育的・福祉的な関わりへの検討が不可欠である。

近年、法務省が着手している非行少年の処遇のあり方の見直しの背景には、発達障害者支援法制定（2004年、2016年改正）、特別支援教育の制度化（2007年）、日本の障害者権利条約署名（2007年）、障害者差別解消法制定（2013年、2016年施行）等の国内外の動向も大きく関係している。障害者差別解消法が規定する合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備は、国や地方公共団体が行う教育環境整備としてその実施が求められている。

基礎的環境整備・合理的配慮に関わり、法務省は2015年に「法務省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を示し、合理的配慮の提供やその具体例、相談体制の整備等が明記されているが、各施設の特徴・特性に応じた具体的内容までは示されていない。実際、少年院の環境整備についての課題は、処遇課程にかかわらず各少年院視察委員会からも指摘されており、具体的には入浴回数の増加による衛生管理や、在院者の体調に配慮した生活環境の調整等が求められている（法務省：2023）。

例えば、文部科学省（2012）は基礎的環境整備について表1のような内容を示しており、施設設備の整備に限らず、人的配置や教材の確保、個別の対応を行うための障害等の理解と専門性向上等も基礎的環境整備を行う上で必要な観点となる。

表1 文部科学省が示す基礎的環境整備の観点

1. ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
2. 専門性のある指導体制の確保
3. 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
4. 教材の確保
5. 施設・設備の整備
6. 専門性のある教員、支援員等の人的配置

7. 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
8. 交流及び共同学習の推進

②逸脱・不適應・非行等とそれに伴う発達困難を有する青少年、刑務所等における知的障害・発達障害等の障害当事者への教育・支援に先進的に取り組んでいる北欧諸国・アイスランドの学校および子どもオンブズマンへの訪問調査を実施した。

逸脱・不適應・非行等とそれに伴う発達困難を有する青少年、刑務所等における知的障害・発達障害等の障害当事者への教育・支援に先進的に取り組んでいる北欧諸国・アイスランドへの訪問調査を2025年2月に実施した。

訪問では、特に高等学校（2025年2月17日訪問）およびアイスランド子どもオンブズマンにおいて、逸脱・不適應・非行等とそれに伴う発達困難を有する子ども・若者の実態と支援について現状と課題を調査した。

両機関のいずれにおいても、近年の子どもの非行等問題行動が増加しており、非行少年のなかには発達困難を有する子どもや、移民・難民の割合も高いことが報告された。非行の背景には、学校での居場所がないことや、友人関係でのトラブル等、様々な支援ニーズが挙げられた。移民の場合には、アイスランド語を話せないことで特別支援教育の対象となる認定が受けられず、具体的な支援につながっていない現状も関係している。

アイスランドの少年教育施設（日本の少年院、児童自立支援施設に類似）においては、施設設備や支援体制の課題があげられ、入所している少年に対する支援サービスに改善が求められている。

非行等の不適應を示す子どもの支援では学校内での支援が重要であり、そのため早期に具体的な困難や障害等の診断をうけることや、学校への心理士配置の増加、そしてアイスランド語が話せない移民・難民への支援体制が喫緊の課題とされた。

②研究の経過（研究課題2）

研究課題2について、課題名と実際におこなった内容を具体的に記述してください。

研究課題2：非行・犯罪等の社会的不適応を示す障害当事者のニーズ調査および処遇・支援の実態把握

実施内容：

少年院・少年鑑別所や刑務所に入所するあるいは入所経験のある発達課題・困難を有する当事者へのニーズ調査(面接法調査)を実施した。また、少年院職員(法務教官、福祉専門官)への面接を通して、発達上の課題を有する少年に対する処遇・支援の実態を把握した。

障害者権利条約・障害者差別解消法等が求める基礎的環境整備・合理的配慮および発達支援の視点から、発達上の課題・困難を有する少年院在院者の処遇の現状と課題を検討した。少年院に在院する発達上の課題・困難を有する少年に対する面接法調査結果について、食事・睡眠・排泄・施設設備・衛生面・入浴・保健医療・学習環境・合理的配慮の観点で整理した。分析は、①カテゴリー分類、②「KH Coder 3.Beta.o3i」(樋口：2020)、「User Local AI テキストマイニング」を用いて分析を行った。

現在の少年院の処遇においては、発達上の課題・困難を有する少年に対する基礎的環境整備・合理的配慮の水準に大きな課題があるとともに、全ての少年院在院少年の成長・発達を保障していくための基礎的生活・学習環境を改善することが求められていることを明らかにした。

例えば、学習の基礎的環境整備では、発達上の課題・困難を抱える少年の多くは、少年院入院以前において学校忌避・逃避や不登校等に伴う長期間の学習空白を有しており、少年院における教育機会・学習支援を通して読み書きや計算等のリテラシー能力の改善・向上を実感している。知識欲や勉強・読書に対する関心・向上心が喚起され、「苦手な勉強を初めて一生懸命頑張った」経験が、彼らの自信・自己肯定感・自尊心の回復・向上に繋がっている。

その上で学習環境に対する支援ニーズとして、高等学校卒業程度認定試験や大学受験に向けての自習・学習時間の確保や集中できる環境、専門の外部講師の確保、各種テキスト等の充実等が挙げられた。

学習環境に関しては、日常的に「静かに一人で考えられる時間がほしい」ことや「集中できる環境で勉強したい。集団寮では落ち着いて勉強できないので単独寮に行きたいが、認めてもらえない」「基本は独学で教官に質問したりして勉強していく。小学校・中学校には登校していたが、授業中は寝たりしていたので学力には自信がない」ことが回答されている。また「もっと本を読んで教養を広げたいが、少年院の本は簡単な本や単純な本が多く、専門的な本や難しい本がないので、そういうものを読みたいし、増やしてほしい」といった、少年の知識や視野を広げるための図書・読書の環境整備が求められる。

次に、施設設備の基礎的環境整備では、施設設備に関する回答を単語出現頻度で確認すると「寒い」「熱い」等の冷暖房・施設環境改善に関する要望・ニーズが多く、毛布の貸与・使用に関する困難も回答された。

猛暑や厳寒期には冷暖房の不十分さにより、熱中症やしもやけ、暑さ(寒さ)による睡眠不足が回答されている。発達上の課題・困難を有する少年には、障害特性や自律神経系の不調・不全に起因する体温調節等が困難な場合も少なくない。

親・家族からの激しい虐待・養育放棄・ネグレクト等の「小児期逆境体験」による深刻な大人不信・愛着障害等を有する少年、学校における教育放置等に伴う学習空白がある少年も、少年院における衣食住と医療・保健等の安心・安全な環境整備と丁寧な生活・教育・社会復帰支援により、自尊心や生きる希望の回復、大人不信の解消等によってはじめて発達の端緒が拓かれる。

「安心・安全」に生きることができない環境要因や「育ち・発達」の機会が保障されない等の負の要因が絡み合った結果の一つとして虞犯・非行等の「不適応状態」になるとも言える。それゆえに少年院において自己理解、犯した行為への認識と反省、他者や社会との関係、将来の希望などについて本人の考えを丁寧に聴きながら、現実的な更生プロセスを経ることで彼らの「育ち直し」をしており、そこに少年院固有の矯正教育の意義がある。

しかし、現在の少年院の処遇においては、発達上の課題・困難を有する少年に対する基礎的環境整備・合理的配慮の水準に大きな課題があるとともに、全ての少年院在院少年の成長・発達を保障していくための基礎的生活・学習環境を改善することが求められている。

③成果・期待される波及効果等

研究を実施して得られた成果および期待できる波及効果について記述してください。

本研究では、障害者権利条約・障害者差別解消法等が求める基礎的環境整備・合理的配慮および発達支援の視点から、発達上の課題・困難を有する少年院在院者の処遇の現状と課題を検討した。現在の少年院の処遇においては、発達上の課題・困難を有する少年に対する基礎的環境整備・合理的配慮の水準に大きな課題があるとともに、全ての少年院在院少年の成長・発達を保障していくための基礎的生活・学習環境を改善することが求められていることを明らかにした。

障害の有無にかかわらず、少年院・刑務所に入所する者は出院後の交友関係や修学・就労継続等に係る大きな不安を抱えている。特に知的障害・発達障害等の発達困難を有する障害当事者の場合には、前記の困難がより大きいため段階的な社会移行支援や福祉的支援体制の充実が求められている。本申請研究を通して、地域における学校等の関係機関連携・支援ネットワークの構築のきっかけとなることも予想される。

なお、法務省矯正局は2016年に策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」について2024年度に改訂に取り組み、報告者ら（高橋智・内藤千尋・田部絢子）も本研究結果等をもとに外部助言者として携わってきた。改訂ガイドラインは2025（令和7）年3月に完成され、全国の少年院に配布・活用される予定である。

④成果物

本研究について発表した論文、刊行物、シンポジウム等の情報を記載してください。

参照 URL がある場合はそれを含めてください。

高橋智・内藤千尋・田部絢子（2024）少年院在院の「境界知能」等の発達困難を有する少年の支援ニーズと発達支援、『生活指導』775、pp.32-37。

高橋智・内藤千尋・田部絢子（2025）発達上の課題・困難を有する少年院在院者の処遇に関する検討—基礎的環境整備・合理的配慮と発達支援の視点から—、『矯正教育研究』第70巻、pp.121-127。

法務省矯正局（2025）「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（平成28年6月 改訂 令和7年3月）。（外部協力員）

⑤写真

研究実施中の様子、成果物等の写真を掲載してください。(各写真にキャプションを付けてください。)

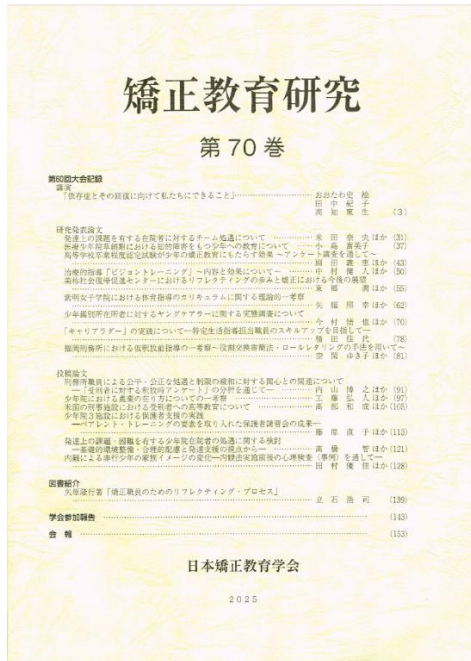


写真1 『矯正教育研究』第70巻



写真2 『生活指導』775(2024年8・9月号)



写真3 少年院における面接の様子

(共同通信(2023)<https://www.47news.jp/9871428.html> より引用)